

各 位

北九州市技術監理局

## 平成 30 年 7 月豪雨災害に伴う法面工事の現場代理人の兼任に係る特例措置について

平成 30 年 7 月豪雨災害に伴う法面工事について、「現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」（以下「現行要領」という。）の特例措置として、次のとおり取り扱うこととしたので、お知らせします。

### 1 兼任を認める対象工事の特例（現行要領第 3 条関係）

次に掲げる条件をすべて満たす場合に限り、「特例兼任」として、合計で 3 件又は 4 件までの工事の現場代理人を兼任することができるものとする。ただし、発注者が工事の内容及び特殊性、安全管理上等の理由により、兼任を認めることが適当でないと判断した場合は、兼任を認めない。

- (1) 現場代理人が兼任する工事の工種は、すべて「とび・土工・コンクリート工事」であり、そのうちの 1 件以上が「平成 30 年 7 月豪雨」に伴う災害復旧事業又は災害関連地域防災がけ崩れ対策事業に係る法面工事（以下「豪雨災害法面工事」という。）であること。
- (2) 3 件兼任の場合は、本市の発注工事で、工事現場がすべて市内にあり、1 件以上の豪雨災害法面工事を含むこと。
- (3) 4 件兼任の場合は、本市の発注工事で、工事現場がすべて東部地域の区域内（門司区、小倉北区、小倉南区）、又はすべて西部地域の区域内（若松区、八幡東区、八幡西区、戸畑区）にあり、2 件以上の豪雨災害法面工事を含むこと。
- (4) 兼任する工事のいずれも予定価格が 3, 500 万円未満であること。

### 2 特例兼任を認める条件（現行要領第 4 条関係）

前項に定める工事において、次に掲げる条件をすべて満たす場合には、現場代理人の特例兼任を認めるものとする。

- (1) 発注者との連絡体制が確保されていること。
- (2) 必ずいずれかの工事現場に常駐していること。

### 3 特例兼任を認める対象工事の明示の手続き（現行要領第 5 条関係）

第 1 項の特例兼任を認める対象工事を適用する場合には、次の手続きを経て指名通知書に対象工事であることを記載すること。

- (1) 設計担当課は、工事の内容及び特殊性、安全管理上等を考慮し、工事監督課と十分協議したうえで、兼任を認めることが適当であるかどうかを判断し、契約担当課へ「現行要領に定める現場代理人の工事現場兼任緩和に関する意見書（以下「兼任緩和意見書」という。）」を提出する。

- (2) 契約担当課は、設計担当課から兼任を認めることが適当であると「兼任緩和意見書」の提出があった場合、第1項第4号に該当するかを確認し、該当していれば兼任を認める対象工事であることを指名通知書に記載するための手続きを行う。

#### 4 特例兼任の手続き（現行要領第6条関係）

現場代理人の特例兼任を希望する場合は、次のとおり手続きを行うこと。

##### (1) 現在施工中の工事と新規に落札した工事を合わせて特例兼任を希望する場合

ア 受注者は、特例兼任を希望する現在施工中の工事の監督課に、「現場代理人の兼任申請書（兼承認書）【特例措置様式】」（以下「特例申請書（兼承認書）」という。）及び「特例兼任を希望する新規落札工事の契約書の写し」を提出するとともに、特例兼任を希望する新規落札工事の監督課に、「特例申請書（兼承認書）」及び「特例兼任を希望する他のすべての工事の契約書の写し」を提出する。

イ 受注者は、特例兼任を希望する全工事の監督課の承認を得たうえで、特例兼任を希望する新規落札工事の監督課に、「現場代理人・主任技術者等選任（変更）通知書」及び「他工事の特例申請書（兼承認書）の写し」のすべてを提出する。

##### (2) 同時期に落札した新規工事のみで特例兼任を希望する場合

ア 受注者は、特例兼任を希望するすべての新規工事の監督課に、「特例申請書（兼承認書）」及び「特例兼任を希望する他のすべての新規工事の契約書の写し」を提出する。

イ 受注者は、特例兼任を希望するすべての新規工事の監督課の承認を得たうえで、各工事監督課に、「現場代理人・主任技術者等選任（変更）通知書」及び「他の新規工事の特例申請書（兼承認書）の写し」すべてを提出する。

#### 5 特例兼任手続きにおける注意事項（現行要領第6条関係）

- (1) 工事監督課は、「特例申請書（兼承認書）」の承認にあたっては、記載された工事の内容（豪雨災害法面工事に該当の有無、工事の施工場所、工種、予定価格等）について、イントラナビ上の「契約事務の手引き」で確認のうえ、適正な審査及び受注者との調整を十分に行い、承認書を通知すること。

- (2) 手続きは、契約締結の日から7日以内に行うこと。

#### 6 現場代理人の兼任申請書（兼承認書）【特例措置様式】

[別紙のとおり](#)

#### 7 施行期日

この特例措置は、令和元年8月16日から施行し、同日以降に指名する工事から適用する。ただし、現在施工中の工事については、条件等に該当していれば施行期日以前でも適用することができる。

【問合せ先】技術監理局契約部契約制度課  
(電話：093-582-2545)